

# 「日の丸・君が代」強制反対、 不起立処分を撤回させる 大阪ネットワークニュース

## 第16回「日の丸・君が代」問題等全国学習・交流集会へのご参加・賛同を

—7月19日10～16時半、エルおおさかパレスチナ・ガザでは、国際社会が「ジェノサイド」と批判する深刻な人道危機が続いています。その最中、アメリカはイランに対する大規模な軍事侵攻に踏み切り、中東全域を戦争の連鎖へと巻き込む重大な暴挙に出ました。

米軍はイラン国内の軍事施設・防空拠点・指揮通信施設に対して集中的な空爆を行い、民間施設や学校・病院・住宅等も標的にしました。国際法上の根拠が問われる先制攻撃が、民間人を巻き込む破局的事態を生み出していることに、世界中の市民が強い怒りを表明しています。

■ 日本国内で「戦争国家化」が急速に進行  
高市政権は「安保3文書」に基づき、日本をアメリカの世界戦略に組み込む政策を加速させています。南西諸島をはじめ全国で自衛隊基地の強化が進み、日米の統合司令体制が構築されています。

4月21日、政府は「防衛装備移転三原則」の運用指針を改定し、殺傷兵器を含む武器輸出の全面解禁を閣議決定しました。国会に諮られることもないまま、日本は事実上「武器輸出国家」へと踏み出すこととなります。

4月23日には、総理を議長とする強力な情報司令塔を新設し、各省庁に情報提供を義務

づけるなど、政府の情報収集・分析体制を抜本的に強化する国家情報会議設置法案をごく短期間の審議で衆院可決されました。日本が「戦争をする国」へと転換する危険が、かつてなく現実味を帯びています。

さらに今国会では、「国家情報局設置法案」「スパイ防止法案」「国旗等損壊罪」など、市民の自由と表現の権利を制限する法案が次々と提出されています。これらは、政府批判を封じ、社会全体を監視と萎縮へと追い込む重大な弾圧立法です。

### ■ 若者たちが動き始めた

この危機に対し、日本国内でも市民の抗議行動が急速に広がっています。特に、若者たちが中心となった国会前での連日の抗議行動、全国各地でのペンライトアクションが大きくなっています。

夜の国会前を埋め尽くす光の波は、「侵略反対」「憲法守れ」「戦争させない」という切実な声を可視化し、SNSを通じて瞬く間に全国へ広がりました。

地方都市でも若者・学生・市民が自発的に集まり、ペンライトやスマートフォンの光を掲げて抗議の意思を示す行動が相次いでいます。主要メディアが十分に報じない中でも、市民の連帯は確実に広がり、社会を動かす新しい力となりつつあります。

■教育現場への統制強化、「戦争動員」の危険  
教育現場でも、子どもたちを戦争へと動員するかのような政策が進んでいます。中学生への自衛隊職場体験や個人情報提供、「子ども防衛白書」の配布、教科書検定への政治的介入、教科書採択への圧力、そして「日の丸・君が代」の強制。これらは、子どもたちの内心の自由を奪い、国家への従属を強いる危険な動きです。

一方で、不登校の急増や教員の疲弊など、教育の危機は深刻です。しかし政府の「教育改革」は、子どもと教員を支えるどころか、数値管理と競争を押し付け、学校を「国家のための人材育成工場」へと変えようとしています。

#### ■ 教育基本法改定から 20 年 子どもたちを再び戦場に送らせないために

今年は教育基本法改定から 20 年。私たちの闘いは、国家による思想統制を許さず、子どもたちの学ぶ権利と自由を守るための、決して後退できない取り組みです。

2026 年 7 月 19 日、大阪に集まりましょう。戦争への暴走を止め、自由で民主的な教育を取り戻すために、知恵と力を結集しましょう。第 16 回全国学習・交流集会の成功に向け、多くの団体・個人による集会へのご賛同とご参加（リアルとオンライン）を心より呼びかけます。

※チラシは、「大阪ネット」の HP にも。

（チラシを 50 枚以上単位で配布にご協力を頂ける場合には、必要枚数とご連絡先を下記のメールアドレスまでお願いします。郵送いたします。）

〒591-8032 堺市北区百舌鳥梅町 3-13-4-602

井前弘幸 [imae@shore.ocn.ne.jp](mailto:imae@shore.ocn.ne.jp)

### 「国旗等損壊罪」阻止にむけて

大阪ネットも呼びかけ団体となり、結成された「国旗等損壊罪」反対連絡会が主催する 4/11 東京集会が約 100 名参加で開催。

講演で澤藤統一郎弁護士は、これは「国旗が象徴する『国家』という抽象的な組織や人間の集合体に対する、象徴的な表現行為を犯罪にするもの。つまり国家に対する否定的な意思表示を刑罰で抑え込む試み」とし、「『国家権力（権力主体）』対『我々一人ひとり（人権主体）』の対立。国家権力の円滑な行使を刑罰で保護し、個人の尊厳を縮小させることを意味する」とその本質を規定されました。

「アメリカでのバーネット判決（1943 年）やベトナム戦争反対で星条旗を焼いた人物に対する連邦最高裁の無罪判決でも、誰もが自由に思想を持ち、表現してよいと結論づけた。愛国心は刑罰で強制すべき対象ではない。たとえ罰則がなくても、『国旗を尊重しない者は非国民、たたいてもよい』という空気を作り出し、社会的な同調圧力によって表現行為を委縮させる。刑罰がなくても『愛国強制法』として機能する」と述べられました。

※4 月 17 日には署名提出（ネット署名は 4 月で 6000 超）、23 日議員要請の行動が持たれ、メーデー集会や憲法集会でのリーフレット配布等の行動を予定。（さらに大阪では今年の卒業式ビラ 35 校 8500 枚を継いで、平日のリーフやビラ配布の検討もしたい）

※リーフ配布等のご協力を頂ける方は、以下までご連絡下さい。（50 部以上可）

山田光一 [kouiti752@gmail.com](mailto:kouiti752@gmail.com)